

○ 電動車椅子に係る補装具費の支給について（平成 30 年 3 月 23 日障発 0323 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

別紙「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>別紙</p> <p>電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 実施要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 支給の判定</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 簡易型に係る補装具費の支給目的のひとつは残存能力を活かすことにあるため、支給を受けた障害者等が電動力に依存し過ぎることのないよう、効果的な使用方法について、本人及び家族等に対し周知を図ること。</p> <p>また、バッテリーの選定に当たっては、電動車椅子を使用する本人の日常生活圏における坂路及び悪路の状況により、必要となる性能に基づいて行うこと。なお、リチウムイオンバッテリーについては、<u>原則として</u>、簡易型電動車椅子に限ること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第 3 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 実施要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 支給の判定</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 簡易型に係る補装具費の支給目的のひとつは残存能力を活かすことにあるため、支給を受けた障害者等が電動力に依存し過ぎることのないよう、効果的な使用方法について、本人及び家族等に対し周知を図ること。</p> <p>また、バッテリーの選定に当たっては、電動車椅子を使用する本人の日常生活圏における坂路及び悪路の状況により、必要となる性能に基づいて行うこと。なお、リチウムイオンバッテリーについては、簡易型電動車椅子に限ること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第 3 (略)</p>